

平成 30 年 9 月湖西市議会定例会

議 案 書

議 案 一 覧 表

(平成 30 年 9 月 湖西市議会定例会)

議 案 番 号	件 名
議案第 85 号	湖西市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 86 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第 87 号	湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 88 号	湖西市議会議員及び湖西市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 89 号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 90 号	市道の路線の認定について
議案第 91 号	平成 30 年度湖西市一般会計補正予算 (第 2 号)
議案第 92 号	平成 30 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 93 号	平成 30 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 94 号	平成 30 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 95 号	平成 30 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
議案第 96 号	平成 29 年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について

議案番号

件

名

議案第 97 号 平成 29 年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 98 号 平成 29 年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 99 号 平成 29 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 100 号 平成 29 年度湖西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 101 号 平成 29 年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 102 号 平成 29 年度湖西市病院事業会計決算認定について

日程第 1

会議録署名議員の指名

16 番 中村 博行

17 番 神谷 里枝

平成 30 年 9 月 3 日

湖西市議会議長 二 橋 益 良

日程第 2

会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 10 月 3 日までの 31 日間とする。

平成 30 年 9 月 3 日

湖西市議会議長 二 橋 益 良

議案第 85 号

湖西市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 30 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 河 合 禎 隆

議案第 86 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成 30 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 池 田 定 子

議案第 87 号

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例
制定に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 30 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

専決第 12 号

湖西市条例第 34 号

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成 27 年湖西市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表備考 6 中「を除く。）」の次に「の額（この表における世帯の階層区分の認定の対象月の属する年度の前年度（4 月から 8 月までについての認定にあつては、前々年度）の 1 月 1 日において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有した場合（指定都市の指定等により当該住所地が 1 月 2 日から 4 月 1 日までの間に指定都市以外の市町村の区域になったときを除く。）にあつては地方税法第 314 条の 3 第 1 項の規定にかかわらず、指定都市の指定等により当該住所地が 1 月 2 日から 4 月 1 日までの間に指定都市の区域内になったときにあつては同法第 737 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、

それぞれ指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定した額) 」を加える。

別表備考 8 に後段として次のように加える。

この場合において、前年（4 月分から 8 月分までの利用者負担額については、前々年）の 12 月 31 日時点で母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和 39 年政令第 224 号）第 1 条第 2 号に規定する女子又は同令第 2 条第 2 号に規定する男子に該当する者の市民税所得割課税額は、当該保護者を地方税法第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦又は同項第 12 号に規定する寡夫とみなし、同法第 295 条第 1 項第 2 号並びに第 314 条の 2 第 1 項第 8 号及び第 3 項の規定の例により計算する。

附 則

- 1 この条例は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の規定は、平成 30 年 9 月以後の月分の利用者負担額について適用し、同年 8 月までの月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

議案第 88 号

湖西市議会議員及び湖西市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市議会議員及び湖西市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成 6 年湖西市条例第 20 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市議会議員及び湖西市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

湖西市議会議員及び湖西市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成 6 年湖西市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「湖西市長の選挙の場合に限る。」を削る。

第 7 条中「（湖西市長の選挙の場合に限る。）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の湖西市議会議員及び湖西市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される湖西市議会議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された湖西市議会議員の選挙については、なお従前の例による。

議案第 89 号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部 を改正する条例制定について

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 3 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部 を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「地震、火災、水害等の災害により」を削り、「、当該財産」を「地震、火災、水害等の災害により当該財産」に、「供しがたいと」を「供し難いと市長が」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(3) 市長が特に必要があると認めるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 90 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線の認定をしたいので、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
内山 6 6 号線	湖西市新居町内山 字大澤	湖西市新居町内山 字歩行坂	

議案第 91 号

平成 30 年度湖西市一般会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度湖西市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 78,478 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,416,916 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 30 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	2,215,816	9,046	2,224,862
	1 国庫負担金	1,694,372	2,650	1,697,022
	2 国庫補助金	509,737	5,586	515,323
	3 委託金	11,707	810	12,517
15	県支出金	1,160,294	1,769	1,162,063
	1 県負担金	722,824	1,325	724,149
	2 県補助金	326,597	444	327,041
18	繰入金	1,239,109	61,063	1,300,172
	2 特別会計繰入金	14	61,063	61,077
19	繰越金	500,000	3,366	503,366
	1 繰越金	500,000	3,366	503,366
20	諸収入	330,026	1,634	331,660
	6 雑入	177,589	1,634	179,223
21	市債	675,500	1,600	677,100
	1 市債	675,500	1,600	677,100
	歳 入 合 計	20,338,438	78,478	20,416,916

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	2,095,596	21,113	2,116,709
	1 総務管理費	1,638,992	20,380	1,659,372
	2 徴税費	290,288	733	291,021
3	民生費	6,047,883	16,104	6,063,987
	1 社会福祉費	3,030,827	16,104	3,046,931
4	衛生費	3,235,852	586	3,236,438
	2 清掃費	1,440,797	586	1,441,383
7	商工費	986,877	2,127	989,004
	1 商工費	986,877	2,127	989,004
8	土木費	2,509,933	19,171	2,529,104
	2 道路橋梁費	925,914	15,320	941,234
	4 都市計画費	1,295,363	3,851	1,299,214
10	教育費	2,033,638	19,377	2,053,015
	1 教育総務費	478,709	1,795	480,504
	2 小学校費	201,214	7,967	209,181
	3 中学校費	231,980	8,252	240,232
	4 幼稚園費	533,753	212	533,965
	6 社会教育費	313,478	1,151	314,629
歳 出 合 計		20,338,438	78,478	20,416,916

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
包括施設管理業務委託事業	平成30年度～平成35年度	763,000
合	計	763,000

第3表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起債の目的	変 更 前			変 更 後			償還の 方 法
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	限 度 額	起債の 方 法	利 率	
道路整備事業 (街路)	23,600	証 書 借入等	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金及び地 方公共団 体金融機 構資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 においては 当該見直 し後の利 率)	25,200	証 書 借入等	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金及び地 方公共団 体金融機 構資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 においては 当該見直 し後の利 率)	借入先の融 資条件によ る。ただし 、市財政の 都合により 償還期限を 短縮し、若 しくは繰上 償還又は低 利に借り換 えることが できる。

議案第 92 号

平成 30 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正
予算（第 1 号）

平成 30 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14,663 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,657,663 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	県支出金	3,944,777	270	3,945,047
	2 県補助金	3,944,777	270	3,945,047
7	繰越金	50,000	14,393	64,393
	1 繰越金	50,000	14,393	64,393
	歳 入 合 計	5,643,000	14,663	5,657,663

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	19,668	270	19,938
	1 総務管理費	14,046	270	14,316
9	諸支出金	5,541	14,393	19,934
	1 償還金及び還付加算金	5,540	3,657	9,197
	2 繰出金	1	10,736	10,737
	歳 出 合 計	5,643,000	14,663	5,657,663

議案第 93 号

平成 30 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算
(第 1 号)

平成 30 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 72,667 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,057,610 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
8	繰越金	2	72,667	72,669
	1 繰越金	2	72,667	72,669
	歳入合計	3,984,943	72,667	4,057,610

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7	諸支出金	1,212	72,667	73,879
	1 償還金及び還付加算金	1,211	22,872	24,083
	2 繰出金	1	49,795	49,796
	歳出合計	3,984,943	72,667	4,057,610

議案第 94 号

平成 30 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,848 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 669,682 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	繰越金	1	2,848	2,849
	1 繰越金	1	2,848	2,849
	歳 入 合 計	666,834	2,848	669,682

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	広域連合納付金	637,835	2,316	640,151
	1 広域連合納付金	637,835	2,316	640,151
3	諸支出金	1,062	532	1,594
	2 繰出金	12	532	544
	歳 出 合 計	666,834	2,848	669,682

議案第 95 号

平成 30 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 平成 30 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 平成 30 年度湖西市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 下水道事業収益	1,557,150 千円	△135,372 千円	1,421,778 千円
第 1 項 営業収益	844,120 千円	△512,007 千円	332,113 千円
第 2 項 営業外収益	713,029 千円	376,635 千円	1,089,664 千円
支 出			
第 1 款 下水道事業費用	1,535,364 千円	△132,840 千円	1,402,524 千円
第 1 項 営業費用	1,335,049 千円	△132,840 千円	1,202,209 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 407,317 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 29,936 千円、当年度分損益勘定留保資金 377,381 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 345,617 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 29,930 千円、当年度分損益勘定留保資金 315,687 千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 資本的収入	611,948 千円	61,700 千円	673,648 千円
第 3 項 他会計出資金	0 千円	82,935 千円	82,935 千円
第 5 項 他会計補助金	50,789 千円	△21,235 千円	29,554 千円

(特例的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条の2中「35,910千円及び50,441千円」を「38,240千円及び45,429千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「690,414千円」を「671,414千円」に改める。

平成30年9月3日提出

湖西市長 影山剛士

議案第 96 号

平成 29 年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度湖西市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 97 号

平成 29 年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出
決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 98 号

平成 29 年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 99 号

平成 29 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳
出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 100 号

平成 29 年度湖西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度湖西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 101 号

平成 29 年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算 の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、平成 29 年度湖西市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、平成 29 年度湖西市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 102 号

平成 29 年度湖西市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 29 年度湖西市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 3 日提出

湖西市長 影 山 剛 士